市 営 住 宅 入 居 者 募 集 案 内 書

令和８年 11 月２日

◆募集団地（**市営金束団地は、単身者の入居はできません。**）

募集住宅		構 造	間取り	広さ	浴槽	給湯	トイレ	入居時期
金束団地	A-8号	木造２階建て（3DK）	３DK　洋室（6 帖）、和室（6 帖・6 帖）バス・トイレ別　バルコニー	76 ㎡	有	有	水洗	12 月
	A-11 号	木造２階建て（3DK）	３DK　洋室（6 帖）、和室（6 帖・6 帖）バス・トイレ別　バルコニー	76 ㎡	有	有	水洗	12 月
	B-7号	木造２階建て（3DK）	３DK　洋室（6 帖）、和室（6 帖・6 帖）バス・トイレ別　バルコニー	78㎡	有	有	水洗	12 月

※注意事項をご確認ください。

◆申込期間　　令和８年 11 月２日（月）　～　令和８年 11 月 16 日（月）

◆申込資格（次に記載した各事項のすべてに該当しなければなりません。）

① 原則として、現に同居又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ）があること。

② 入居申込をした日において、次に掲げる額の収入（所得）以下の者であること。
・一般世帯　　１５８，０００円以下（月額）
・裁量世帯　　２１４，０００円以下（月額）（裁量世帯については、別紙を参照してください。）

③ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

④ 原則として市内に住所を有する者又は市内に勤務地を有する者であること。

⑤ 税金を滞納していない者であること。

⑥ 入居または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

★収入基準額早見表（収入のある方が１人で、他に控除がない場合に参考にしてください。）

給与収入の場合（直近１年間の総収入金額）

	単身者	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯
一般世帯	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
裁量世帯	3,887,999 円以下	4,363,999 円以下	4,835,999 円以下	5,311,999 円以下	5,787,999 円以下	6,263,999 円以下

事業所得の場合（直近１年間の必要経費控除後の所得金額）

	単身者	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯
一般世帯	1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下	3,796,000 円以下
裁量世帯	2,568,000 円以下	2,948,000 円以下	3,328,000 円以下	3,708,000 円以下	4,088,000 円以下	4,468,000 円以下

★家賃早見表（控除については、別紙を参照してください。）

		一　般　世　帯				裁　量　世　帯	
月額認定所得		～104,000 円	～123,000 円	～139,000 円	～158,000 円	～186,000 円	～214,000 円
家賃	金束　A-8 号	20,100 円	23,200 円	26,500 円	29,900 円	34,200 円	39,400 円
	金束　A-11 号	20,100 円	23,200 円	26,500 円	29,900 円	34,200 円	39,400 円
	金束　B-7号	20,700 円	23,900 円	27,400 円	30,900 円	35,300 円	40,700 円

★申込手続きについて

（１）申込書類の配布及び受付期間

令和８年 11 月２日（月）～ 令和８年 11 月 16 日（月）受付は平日の午前 8:45 から午後 4:30 まで

抽選日時：令和８年 11 月 20 日（金）　午前９時（時間厳守）
抽選会場：市役所４階　４００会議室
※抽選は午前9時から行います。この時間に間に合わない場合、抽選を受けることができなくなります。

（２）申込方法

申込資格のすべてに該当する方について、下記の書類に記入押印及び必要書類を添付のうえ、鴨川市役所都市建設課まで受付期間内に持参してください。

（３）必要書類

① 市営住宅入居申込書

申込者及び同居を希望する方全員を記入してください。

② **給与証明書**(申込者及び同居を希望する家族(婚約者を含む)で収入のある方はすべて)

令和７年１１月から令和８年１０月までの１２か月の総支払額（賞与等含む）を月別に記入したもので、勤務先で証明したもの。

③ 市営住宅入居調書

裏面の居住地見取り図等は、明確に記載してください。アパート等にお住まいの方は何階何号まで分かり易く記入してください。

④ 証明願

市税務課が発行する、市税を滞納していない者であることを証明したもの。（証明願が発行されない方につきましては、都市建設課にご相談ください。）

⑤ 同意書

⑥ その他

申込者の状況によって必要な書類（所得証明書（市外に居住している方）、障害者を証明する書類、退職を証明する書類など）を添付する。

※　申し込み締め切り後、提出書類により資格審査をします。また資格のある方については実態調査のため、お宅に伺うことがありますのでご協力をお願いします。

※　詳しくは、下記にお問い合わせください。
鴨川市役所　都市建設課　℡04-7093-7835（直通）

入居の際の注意事項

共通事項	**・抽選会にて当選された方は、敷金（家賃の３か月分）の納入及び緊急連絡先の方の連署する請書の提出をお願いします。敷金の納入と請書の提出が確認できてからの入居となります。** ・電気代、ガス代、水道料金等は、各入居者の負担になります。 ・犬、猫等のペットは飼えません。 ・自己の過失により生じた建物等の破損箇所は、各自の責任において修復していただきます。 ・駐車場は、原則として各戸１台分とします。 ・自治会が組織されていますので、入居後は必ず自治会に入会していただきます。 ・退去の際には、畳の表替え、ふすまの張替え及び障子の張替えを入居者の負担で実施していただきます。
金束団地	・別棟の物置が利用できます。 ・照明器具、下駄箱、電話・テレビ(工事費一切)、エアコン等は用意して下さい。原則入居者で用意していただきます。 (※前入居者が設置し、使用可能と判断された場合は、設置済みの設備（エアコン等）を使用可能ですが、故障については対応いたしません。) ・自己の敷地内は勿論、河川側斜面の草刈、中央公園及び児童広場、植栽帯、ゴミ集積場の清掃、浄化槽の維持管理等を自治会で行っていただきます。

裁　量　階　層

各種控除の内容及び控除額

該当世帯	該　当　要　件
高齢者世帯	入居を申込む方が 60 歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「申込日現在 60 歳以上又は入居予定日現在 18 歳未満」である場合。(60 歳以上の単身者も該当します。)
障害者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが障害者。(以下の条件の方) (1)　身体障害者福祉法施行規則第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 (2)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度 (3)　(2)に規定する精神障害に相当する程度の知的障害
戦傷病者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は、同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である場合。
被爆者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合。
海外引揚者世帯	入居を申込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから 5 年以内の場合。
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合。

控除名		控除対象者	控除額
一般控除	ア．親族控除	（**申込み者本人を除く**）同居（又は同居しようとする）親族及び遠隔地扶養親族	１人につき 380,000円
特別控除	イ．老人扶養控除	扶養親族のうち**年齢７０歳以上**の人	100,000円
	ウ．特定扶養親族控除	扶養親族のうち**年齢１６歳以上２３歳未満**の人（配偶者を除く）	250,000円
	エ．寡婦控除	㋐夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で500万円以下の所得の人 ㋑夫と死別し若しくは離婚してから婚姻していない人、夫の生死が不明な人又は婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていない人で**扶養親族のある人**	270,000円 所得が270,000円未満の場合はその額
	オ．寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人、妻の生死が不明な人又は婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていない人で、現に**生計を一にする子**（所得金額が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない人）を有し500万円以下の所得の人	270,000円 所得が270,000円未満の場合はその額
	カ．障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ㋐精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判定された人（療育手帳表示Ｂ） ㋑精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で２・３級の人 ㋒身体障害者手帳の交付を受けている人で１・２級以外の人 ㋓戦傷病者手帳の交付を受けている人で第４項症以下の人 ㋔年齢65歳以上の人で障害の程度が㋐㋒と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	270,000円
	キ．特別障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ㋐心神喪失の状況にある人（医師の診断書） ㋑精神保健指定医などから重度の知的障害者と判断された人（療育手帳表示Ａ） ㋒国民年金法施行令別表の１級と同程度の人（都道府県知事等の証明書） ㋓精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で１級の人 ㋔身体障害者手帳の交付を受けている人で１・２級の人 ㋕戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第３項症までの人 ㋖原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ㋗常に就床を要し、複雑な介護を要する人（医師の診断書） ㋘年齢65歳以上の人で障害の程度が㋐㋑㋔と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	400,000円